

## 平成26年度第1回高松市入札監視委員会の結果について

- 1 開催日時 平成26年6月4日(水) 午前10時から午前11時35分まで
- 2 開催場所 高松市役所 3階 32会議室
- 3 出席者 委員 5名

### (1) 委員

委員長 大西 均 (公認会計士)  
委員長代理 藤本 英子 (弁護士)  
委員 紀伊 雅敦 (香川大学工学部准教授)  
委員 井上 善弘 (香川大学経済学部教授)  
委員 佐川友佳子 (香川大学法学部准教授)

### (2) 市側出席者

富田財政局長、好井財政局次長(契約監理課長事務取扱)、釜野上下水道局次長(給排水設備課長事務取扱)、金本都市整備局次長(建築課長事務取扱)、細川教育局次長(総務課長事務取扱)、森本上下水道局次長(水道整備課長事務取扱) 中川道路整備課長、金崎住宅課長、三好下水道施設課長、西村技術検査室長、滝井財務管理課財産契約室長、宮崎財務管理課財産契約室主幹、松本契約監理課長補佐ほか

## 4 会議の概要

### (1) 高松市入札監視委員会の運営細則の改正について

### (2) 報告

#### ア 市発注工事等の入札・契約状況などについて

#### (ア) 工事等の発注状況について

平成26年1月から4月までの工事及び建設コンサルタント業務などの発注状況について報告を受けた。

#### 工事

一般競争入札 12件 公募型指名競争入札 33件 指名競争入札 1件  
随意契約 7件 随意契約(緊急工事) 1件

合計 54件 約8億6,055万円

#### 建設コンサルタント業務

公募型指名競争入札 6件 随意契約 3件

合計 9件 約3,146万円

#### (イ) 指名停止の状況について

平成26年1月から4月までに行った指名停止等の状況について報告を受けた。

合計 19社

### (2) 審議(抽出事案について)

平成26年1月から4月までの市発注工事のうち、委員会が予め契約方式別に工事の内容や業種が重複しないなどの基準により、以下の5件の工事等の事案を抽出し、指名の経緯などについて審議した結果、今後の検討を要望する事項はあったが、いずれの事案も指摘に相当する問題点はなかった。

**抽出事案**

ア	高松海岸線（屋島工区）橋梁下部工工事	一般競争入札	土木一式工事
イ	男木小・中学校校舎解体工事	一般競争入札	建築一式工事
ウ	すみれ団地6-101外5戸空家改修工事	公募型指名競争入札	建築一式工事
エ	東部下水処理場沈砂池機械棟耐震補強工事	随意契約	土木一式工事
オ	香川町外1町口径800mm配水管布設工事に伴う実施設計業務委託	公募型指名競争入札	土木コンサル

(3) その他

- ・ 次回の会議の日程 平成26年10月

5 質疑応答（要旨）

質 問	回 答
<p>[高松海岸線（屋島工区）橋梁下部工工事]</p> <p>・ 施工計画に係る各応札者の点数は異なっているが、課題に対する評価は、どのように行っているのか。</p> <p>・ 施工計画の審査結果は、どのように公表しているのか。</p>	<p>・ 本案件の施工計画における課題は8項目で、配点は5点又は10点とし、合計60点としている。全ての項目について応札者から提案をいただいたが、その審査では、例えば共通仕様書に書かれているような内容での提案については、評価すべきものがないため採用していない。審査は、検査員及び複数の技術担当者の合議により審査し、有効な提案について、評価をしている。</p> <p>・ 落札業者は、採用された計画に基づき施工する必要があることから、落札決定時に審査結果を通知している。</p>

<p>・東日本大震災や東京オリンピックの影響等で、技術者が不足していると言われていたが、本案件について、その影響はあるのか。</p> <p>・失格基準価格は、いつ公表するのか。また、応札者は失格基準価格の算定は可能か。</p> <p>[男木小・中学校校舎解体工事]</p> <p>・今回の解体工事の施工により、児童及び生徒への影響はないのか。</p> <p>・応札者のうち、1者のみが最低制限価格を下回り、その他の企業の入札額と開きがあるが、この理由をどのように考えるのか。</p>	<p>落札業者以外の応札者については、申請に基づき当該業者の評価結果を閲覧に供している。</p> <p>・本案件の落札額は、失格基準価格と同額であることから、影響を受けているとは一概に言えないが、建設市場における技能労働者不足は深刻化しており、今後については、不透明な状況である。</p> <p>・失格基準価格については、予定価格の制限の範囲内で、失格基準価格以上の入札があった場合に公表する事としている。また、土木工事のように、公表された歩掛に基づき積算しているときは、設計金額の算出は可能であり、失格基準価格率の算出方法は公表しているので、失格基準価格の算定も可能である。</p> <p>・男木小・中学校は、3年前から休校していたが、6人の児童及び生徒が男木島へ移住したことに伴い本年4月から再開している。仮設校舎は、男木港の北側に設置し、今回の工事施工場所と離れているため、影響はない。</p> <p>・最低制限価格については、事前公表は行わず、その算出方法について、ホームページで公表している。</p> <p>最低制限価格率の有効桁数について、昨年6月、従来の2ケタから3ケタに見直したことに加え、建築工事については、設計金額の算定において見積によるものが多いこと、更には本案件はアスベスト除去の工事が含まれていたこと等により、積算が難しく、このような結果になったものと考えられる。</p>
---	---

<p>[すみれ団地6-101外5戸空家改修工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内装や水回りの工事における材料等の規格は決まっているのか。</li> <li>・空家の維持修繕計画は、団地の入居率なども考慮して定めているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材料等の規格については、公共住宅用の品質に適合するものとし、設計図書にもその仕様を示している。</li> <li>・市営住宅の改修等については、長寿命化計画を策定し、これに基づき、計画的かつ効率的な管理・運営に努めている。 これに加え、入居者の状況等も考慮した改修も行っている。</li> </ul>
<p>[東部下水処理場沈砂池機械棟耐震補強工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東部下水処理場沈砂池機械棟は、いつ築造されたものか。また、本工事によってどの程度、耐震性が上がるのか。</li> <li>・地震動レベル2とは、どの程度の耐震性なのか。</li> <li>・随意契約理由は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号としているが、競争に適さないことで随意契約をすることができるのか。</li> <li>・入札に参加してきても、辞退するケースはよくあることなのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和57年に築造したものであり、本工事においてレベル2の地震動に耐えられるよう、耐震補強を図ることとしている。また、当施設には、ポンプ施設を主に設置しているため、被災時においても極力能力が確保できるよう対策を講じてまいりたい。</li> <li>・震度6強に耐えられる程度である。重要施設は、地震動レベル2とする耐震化を進めており、倒壊や、外壁脱落により、人命を奪うような被害が生じないように設計することを目標としている。</li> <li>・競争入札の結果、契約の意思表示をした企業が一者しかいなかったことから、競争に適さないものとして随意契約をしたものである。</li> <li>・本工事の施工場所は、悪臭がきつく、また、地下での作業ということで、施工に手間を要することから、採算性を考慮して辞退したのではないかと思われる。このように、施工環</li> </ul>

<p>・本工事の施工は、東部下水処理場沈砂池機械棟のポンプを稼働しながら行うのか。</p> <p>・前回の入札監視委員会でも、東部下水処理場沈砂池機械設備改築工事が取り上げられ、その際は「専門性が高い工事」であるため、応募数が少ないとの説明を受けたと思うが、今回の案件についてはどうなのか。</p> <p>・予定価格の算出方法は妥当だったのか。応札額を考慮すれば、もう少し高く算出されるべきではなかったのか。</p> <p>・本案件の随意契約の相手方とした業者は、2回目の公募で不調になったときの応札業者なのか。</p> <p>・随意契約に応じないとなった場合は、どのような対応となるのか。</p> <p>[香川町外1町口径800mm配水管布設工事に伴う実施設計業務委託]</p> <p>・位置図の赤線の部分だけの施工なのか。</p> <p>・布設する管の深さはどの程度か。</p>	<p>境や採算性を考慮して、辞退となる場合はある。</p> <p>・ポンプを止めることはできないため、運転しながら施工する。作業については、目に見えない部分で制限があると思われる。</p> <p>・前回は機械設備工事であるため、専門性が高かったが、今回の工事は土木工事であるので、機械設備のような専門性を必要とするものではない。</p> <p>・図面上の梁や鉄筋、コンクリート量により、運搬費用等を含め積算しているが、施工環境等金額に反映できにくい部分があるため、若干差が生じたものと思われる。</p> <p>・2回目の公募で不調になったときの応札業者で、随意契約の意思を確認した上で、見積徴取を行っている。</p> <p>・再度設計を見直し、再度募集することとなる。</p> <p>・推進工法となる、位置図の赤線の部分だけの設計業務委託である。</p> <p>・約3mを想定している。</p>
---	---